

国民健康保険のお知らせ

問 国民健康保険課(0798・35・3117)

12月1日は 被保険者証の更新日

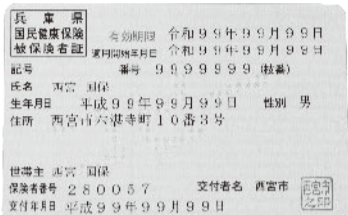
11月中旬
までに

新しい被保険者証を順次送付

12月1日からは新しい被保険者証の使用を

新しい被保険者証を11月中旬までに郵送します(保険料滞納世帯を除く)。紙カード様式で1人1枚、世帯主宛てにまとめて簡易書留郵便で送付します。

※現在の被保険者証の有効期限は
11月30日まで



カードはもえぎ色(黄緑色)

納付相談を実施

納付が困難な人等にご相談ください

保険料の滞納により、新しい被保険者証を郵送できない世帯には、事前に文書でお知らせします。未納保険料については、納付または納付相談が必要です。納付に関する相談は国保収納課(0798・35・3091)へ。

マイナンバーカードが健康保険証として利用可

機器設置済みの医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。利用するためには、事前にマイナポータル等からの利用登録が必要です。詳しくはマイナポータルをご確認ください



マイナポータル

在宅介護をサポート

在宅福祉サービスのご利用を

市は、在宅介護をサポートするため、介護保険サービス(ホームヘルプサービスなど)以外にも、さまざまな在宅福祉サービスを提供しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。



①福祉タクシー利用券を交付

自宅から病院などを移動する際の福祉タクシーの利用券を交付します。利用券は「定額制」と「予約制」の2種類です。

▷定額制…助成額が1枚500円(1回の乗車で3枚まで使用可)

▷予約制…タクシー料金の9割を助成(助成限度額あり)

対象

要介護3～5の65歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の人 ※入院中は申請不可

②紙おむつ等を支給

在宅で高齢者等を介護する家族に、月1回、紙おむつ等を自宅まで配達します。 ※助成限度額(月額6500円)を超える額は利用者負担

対象

次の全ての条件を満たす人
▷要介護認定で要介護4・5に認定されている
▷常に失禁状態にある
▷おむつ使用者と介護者の世帯全員がともに市民税非課税であるなど

③介護マークをご利用ください

認知症の人などを介護する際、周囲に誤解や偏見を持たれることがあります。市は、介護中であると周囲が理解できるように作られた、「介護マーク」を配布しています。



配布場所

高齢介護課(市役所本庁舎1階)、高齢者あんしん窓口

④居場所検索ができる機器を貸与

認知症などにより行方不明になる恐れのある人を介護している家族を対象に、受付センターに問い合わせるだけで、居場所を素早く特定できる「位置検索システム専用端末機」を貸与します。

問 ①～③…高齢介護課(0798・35・3077) (HP) 51536308
④……地域共生推進課(0798・35・3286)

来年度の就学願を受付中

西宮浜義務教育学校

市は、来年4月就学の西宮浜義務教育学校の就学願を受け付けています。同校は市内唯一の公立の小中一貫校です。通学区域特認校制度を採用しており、市内在住の人は校区に関係なく通学できます。

9年間を通じた教育課程

1年生からの外国語授業や4年生からの部活動体験、5年生からの中学校教師による教科担任制(一部)など、特色ある教育活動を行っています



提出期間

11月30日まで

提出方法

▷にしのみやスマート申請
▷学事課(市役所本庁舎6階)窓口へ持参



問 学校改革課(0798・35・3800) (HP) 53531003

障害のある人の将来に安心を
心身障害者扶養共済制度

市は、心身障害者扶養共済制度の申請を受け付けています。障害福祉課(市役所本庁舎1階)窓口で制度の説明も行っているのをお気軽にご相談ください。

心身障害者扶養共済制度とは…

障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることで、保護者に万が一のこと(死亡・重度障害)があった際に、障害のある人へ終身一定額の年金を支給する県の制度

対象	▷障害者要件(いずれかに該当) ①知的障害がある人、②身体障害者手帳1～3級を持つ人 ③精神や身体に①・②と同程度の障害があると認められる人 ▷加入者要件 ①～③のいずれかに該当の障害者を扶養する65歳未満の保護者
掛金	1口月額9300円～2万3300円(上限2口) ※掛金は加入者の加入時年齢により決定
年金	1口当たり月額2万円
申請	障害福祉課で配布の申請書等を持参か郵送

問 障害福祉課(0798・35・3174) (HP) 75595384